

かすみがうら市議会懲罰特別委員会会議録

---

令和8年2月10日 午後4時16分 開 会

---

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	井出有史
委員	矢口龍人
委員	岡崎勉
委員	櫻井繁行
委員	鈴木貞行
委員	鈴木更司
委員	櫻井健一

---

欠席委員

なし

---

委員外委員

なし

---

出席書記名

議会事務局長	齋藤明
議会総務課長	由波大樹
議会総務課課長補佐	鴻巣智子
議会総務課主幹	川原場智

---

## 議 事 日 程

令和8年2月10日（火曜日）午後4時16分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 戒告文（案）について
  - (2) 報告書（案）について
  - (3) その他
3. 閉 会

---

開 会 午後 4時16分

### ○久松公生委員長

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は8名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。 [午後 4時17分]

### ○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 4時17分]

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主幹、以上2名を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、戒告文（案）についてを議題といたします。

戒告文（案）をお手元に配付しておりますので、事務局に朗読させます。

### ○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、戒告文を読み上げます。

戒告文（案）。

令和7年12月3日及び過去の本会議における一般質問の発言中、佐藤文雄議員が執行部に対して、根拠を欠いた言動や、恫喝的・威圧的な言動、答弁を求めない発言による行為は、かすみがうら市議会会議規則第151条「議員は、議会の品位を重んじなければならない」の趣旨に反するものであり、秩序を守るべき議員の職責に鑑みて誠に遺憾である。

ついでには、佐藤文雄議員に対し、今後の議会における発言において、節度と品位を保ち、自身が市民の代表であることを自覚するとともに、自らの言動が議会の信頼性に及ぼす影響を深く認識し、同様の行為を再び行わないよう自制を求めるとともに、執行部に対しても、常に敬意と配慮をもって接することを強く求める。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和8年2月26日、かすみがうら市議会。

○久松公生委員長

ただいま朗読した戒告文（案）について、ご意見のある方は挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

はい。

○櫻井繁行委員

ちょっと法令のところなんですけれども、戒告文の結びのところの、地方自治法第135条第1項の第1号の規定のところを説明いただくと助かるんですが。

○議会事務局長（齋藤 明君）

こちらにつきましては、一番最初のほうに懲罰とはどういうものかということでご説明申し上げました。それが戒告、陳謝、出席停止、除名と。これが1号、2号、3号、4号ということになっております。第135条の1号、いわゆる戒告ということになります。

その順番です。

○久松公生委員長

よろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員

はい。

○久松公生委員長

ほかにございませんか。

○岡崎 勉委員

私は、この文章をこういう長くではなくて、できればこの規則等、それから、地方自治法のこの規定ということで、文章として出したほうがいいような気がするんですけども。いろいろ該当するようになってしまわないかなと思いますけれども、その辺はどうなのでしょうね、これ。

この市議会の規則第151条、それから、この地方自治法の第135条に基づいて戒告する、これはやむを得ないと思うんですけども、そういうふうにしたほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○久松公生委員長

まあ、この、私、ちょっと委員長としてですけども、これまでこの委員会を設置して、いろいろ確認等、いろいろ意見をいただいた中での、そしてまた、報告書なんかも上がっている中での、これを含めた戒告文の内容だと思いますので、懲罰委員会を設置してこういった流れでこうなったということを示すためにも、ある程度の中は入れていないと何のあれだというのがありましたので、こういう案を出させていただきました。

○矢口龍人委員

私も、この根拠のないあいつ言動や、恫喝的・威圧的な言動、答弁を求めない発言による行為とかね。そうすると、その第151条は、議会の品位を重んじなければならないということが第151条で、それに抵触しているというようなことなのかなと思うんですけども。

佐藤さんの一般質問は、私も、とにかくもう20年来聞いていますけれども、それも根拠を欠いた言動って、彼は常にデータを重視して、もう、例えば国保にしたって介護保険にしたって、もう全てデータで話しして、質問しているわけですから、それに答えられないというような状況がある。それは執行部

の問題であって、それを議員に対して、恫喝とか根拠を欠いた言動とかという、そういうふうな言い方は非常に失礼だと思うんだよね。

だから、私もう、こんなことまで入れる必要はない。もう第151条で、品位を重んじるということではないんじゃないんですかね。

それから、自らの言動が議会の信頼性に及ぼす影響を深く認識し、同様の行為を再び行わない自制を求めるとともに、執行部に対しても、常に敬意と配慮をもって接すること。こんなこと入れるんですか。敬意とか配慮、こんな当たり前じゃないですか、だって。

議会人は、選挙で選ばれてきているんですよね。そうすると、執行部は、選挙で選ばれてきているのは市長だけなんです。我々は市民の代表なんです。そんなに敬意を払ったり、配慮していたりしたら、議会なんて機能しないんじゃないですか。

だから、この辺のところは、私はカットしていただきたいと思います。

#### ○久松公生委員長

今の矢口委員のご意見ですが、最初のほうの、最初の発言の中の、データを重視しているとか、そういったことは、もちろん承知であります。

しかしながら、この書いた根拠は、やはりこの委員会を開いて、確認をしていただいて、そして、参考人も来ていただいていた中で、ある一定認められたところもありましたので、こういった行為はということで入れさせていただきました。

で、また、次の後半に申し上げていただいた、執行部に対しても、常に敬意と配慮をもってということは、一般質問等で、今までもあったんですが、答弁調整とか、やっぱりお互いに信頼関係とか、そういったものでもやっていく必要もあるし、やっぱり一般質問の中で、そういうふうにある程度の、お互いのことをある程度考えた上でやるという意味合いをもってのことがありましたので、こういった文章にさせていただきました。

#### ○矢口龍人委員

委員長、そんな生ぬるいことを言っていたんでは、我々は、議員は市民の代表としてこの議会に来て、予算、そういうことの執行の状況とか、それから、事業の流れの状況とかをきちっと市民に知らせなければならないんですよ。

だから、佐藤さんの場合は、とにかくご存じのとおり、全て、もう10年分、20年分のデータを根拠にして、特別委員会でも何でも質問しているわけだからね。それに対して、また、例えば一般質問においても、しっかりと調整してやっていると思いますよ。そっちも、佐藤さんにちゃんと調整しなかったら、答弁なんかできないんじゃないですか、だって。

幾ら一生懸命答弁の仕方まで教えてやっても、そのように答えないから、佐藤さんは、何度も何度も、時間の無駄だということを言うんですよ。

だから、それは、佐藤さんのやり方と、我々のやり方、根本的に違うんですからね。だから、そんな、敬意とか配慮、敬意を払っているとか何とかって、もちろん払っていますよ。その上で、佐藤さんは、職員の人たちの教育係でもあるわけですよね。だから、それなのに、こんなことでもう書き連ねてしまったら、だって、議会人としてやっていけなくなってしまうんじゃないですか。もう少し配慮をしていただきたいと思います。

我々みんな、これ議会の仲間ですからね。こんなことで議員の活動を止めるようなことがあってはならないですよ。

私は、もうこの戒告は、それはそれで、まあ、いいと思いますよ。確かに、佐藤さんもいろいろなこ

とありました。長い間ありますよ。だから、確かにある。だから、それは自粛してもらって、また新たなやり方で議会の運営に携わっていただきたいというふうな思いでいるので、こんなふうなことやったら、これ後世に残りますから、ちょっと考えていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

懲罰委員会、僕もずっと出てきて、今日、資料の3で出してもらっているその懲罰動議該当箇所というところは、映像と会議録でずっと確認をしてきたことなので、これが今ちょっと議論になっている根拠を欠いた言動や恫喝、威圧的な言動、そして、答弁を求めない発言のところというところで、みんなでチェックしてきたところですよ。

これは、会議規則の第151条に抵触をしているというところ、反するというところがあるので、やっぱり明記をしなければいけないと思いますし、先輩議員である矢口委員からもいろいろご意見ございましたけれども、常に敬意と配慮をもって接することというのは当たり前なことだとおっしゃっていますが、その当たり前のことを守れていなかった現状があったので、こういった懲罰委員会というのも、私が議員になって初めてのことなので、その前のことは調べていないので分かりませんが、そういったことに及んでいると思っています。

だからこそ、この戒告文にはしっかりと明記をして、やはりお互い対等な立場で、ウィン・ウインの関係で、それは職員も、我々だって、議会を勝ち上がって、市民の負託を受けて地域のためにしっかりと尽力をする一議員ですけれども、職員は職員なりに、やっぱり市を発展させるために頑張っている、行政職をしっかりとつかさどっているというところ。お互いウィン・ウインの関係で信頼関係を持って、お互いの持ち味を生かして、かすみがうら市をより発展していく、よくしていくということが非常に重要だと思いますので、しっかりと戒告文として明記をして、本会議のほうで読み上げる必要があると思いますので、この辺が理解されているから削除してくれという気持ちも一つはわかりますけれども、やっぱり懲罰委員会をせっかくこうしてつくったわけですから、しっかりと明記をして。

これは、正直言ったら佐藤さんだけではなくて、ほかの15人の議員にも言えることですから、そういったところも、私も含めてしっかりともう一度、戒めとして胸に刻むために必要なことだと思いますので、やっぱり戒告文だと私は思います。

以上です。

○久松公生委員長

ほかにございせんか。

○櫻井建一委員

そもそも提案理由になったのは、発議の4つの理由があったと思いますが、前回までの審議で、この映像を見て、ここがこれに当たるというようなところの確認はいたしました。この大きな4つの中の内容についての審議というのは、すごく薄いんじゃないかと思うんですね。

このパワハラがあったかもしれないですとか、議会の信用を著しく失墜させるような行為みたいなことに抵触、その理由があるがゆえにこういう文章になったのかなと思うんですけども、この1つずつの動機が、市民の代表としての事務の追及をするがゆえの表現の自由なのか、それとも、それを超えたのかといったところの議論は、今までの委員会の中でされていないのかなと思っています。そこが何か、前回、この懲罰にするのに、賛否を採って決まったというような感じに僕は受けているんですけども、この内容については、話はもっともまないんでしょうかね。

○久松公生委員長

ただいま櫻井建一委員のお話ですけども、そういった部分を含めて第2回、第3回とって、参考

人質疑等もさせていただいて、意見をした上で、それで第3回の委員会で決定した内容でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○櫻井建一委員

例えば、秘密会で部長さん来ていただいたときに、ハラスメントのことにに対して僕質問しましたが、おのおのの部長さんが、ハラスメントというよりはというような、今後の自分の後継に当たる人が同じような思いをしないようにというような思いを込めて、ああいう勇気を持った発言をしてくれたのかなと思いますけれども。

実際、これハラスメントと認められないんじゃないかなと、僕思うんですけども、そこに関して、委員長はどういうふうに見解していますか。

○久松公生委員長

ただいまのご意見ですが、ハラスメントを認定するとかという話ではないかと思えます。

懲罰委員会の中で、こういった発議、言動を確かめるために行って、そういうふう感じたというふうな、恐らくそういったことは皆さん確認等できたと思えますので、あくまでも懲罰委員会は、ハラスメントがあったのを認定するとかしないとかという話は、別な話であると思えますので、今のそのハラスメントに関してはという、認定はしていませんけれども、参考人質疑等々の中でそういう発言がありましたので、こういうふう、そのことに関しては、認定はしなくても、この委員会とは別物だと思いますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思えます。

○櫻井建一委員

今、ハラスメントに関しては、そういう認定をする場所ではなくて、そういうことも認められないというようなお話なのかなと思えますけれども、それであれば、執行部に対して、常に敬意と配慮をもって接することを強く求めるということができていなかったんでしょうかね。

ここの文章にこれを入れるということは、できていないから入れるということなんですけれども、そういうところは、どこでこれ、その根拠があって書いたのかというのを教えていただけますか。

○久松公生委員長

今の櫻井建一委員のお話ですけども、やはりそのところは、先ほども櫻井繁行委員からもお話がありましたように、対等な立場でありますし、これは、常に議員は、この常に敬意と配慮をもって接するというのはもう当たり前のことなんですけれども、それができていないというか、そういうふう感じたところが要所要所見られたというか、そういったところも確認の中で含まれているのかと思えますので、そういったことをこの懲罰委員会で確認できましたので、入れさせていただきました。

○櫻井建一委員

例えば、事務の追及をしている中で感情が出てしまって、何だそれはみたいな感じの、敬語ではない言い回しをしたりですとか、これは国会中継でもよく見られがちなことです。

その表現の自由といったところを、どこまで認めるかといったところを定めてもらわないと、今後、こういう人いっぱい出てきてしまいますね。感情的になった話し方をする議員は、佐藤議員以外にもいらっしゃると思いますので。僕もちょっとかつとなったときに汚い言葉を使ってしまう可能性もありますので。

例えば、もう一般質問の中では、敬語しか使ってはいけないとか、そういうふう決めてくれるんだったらいいですけども、この漠然としたような規則とか決まりの中で、その表現の自由というのはどういうふう担保されればいいんですか。これを言ってしまったら、もうほかの議員も同じようなことになり得ないので、そこをはっきりしておいたほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○久松公生委員長

今の櫻井建一委員の質問ですが、この戒告文にも書いてありますように、議員は、議会の品位を重んじなければならないというふうに全て含まれていますので、その辺はおのこの議員の内容かと思えますので、それは、市議会会議規則第151条にも定められていますので、その辺は自分の、議員としての判断が一番だと思います。

○櫻井建一委員

今、議員の判断ということで、私は質問する側として言いましたけれども、これ逆に、執行部側でも同じようなことが起こり得ると思うんですけれども、そこに関しても同じような見解ということなんでしょうか。

○久松公生委員長

今、執行部側というお話ですけれども、執行部側は、質問に対して真摯に答弁をしているだけだと思います。

なので、そのどういう発言、どうのこうのというのはないのではないかと思いますけれども。

○櫻井建一委員

二元代表制で、執行部は執行部側できちっとする、議会は議会でしっかりするというのであれば、市長がこの委員会に対して意見を申し出てきたということは、逸脱した行為として受け止められることではないのでしょうか。

そこに関してはどのようにお考えで、この、懲罰を決めたといったところにそれは関係されていますか。そこを教えてくださいよろしいですか。

○久松公生委員長

市長の申入れに関しては、最初の委員会のほうでも同じ質問があっただけでお答えしたと思うんですが、それとは違うものです。

これは、あくまでも12月5日の第4回定例会においての、を終えての発議ですので、ご理解いただきたいと思います。

○櫻井建一委員

では、市長の申入れの意見は、ここの処分には影響していないということなんでしょうか。

○久松公生委員長

申入れがあっただけ、その辺を、まあ、恐らくこの委員の皆様は、その中身のある程度把握してもらって、この結果といいますか、この戒告に当たっては、考えの中の一つにはなったのかと思いますが、影響している、影響していないは、その委員の人たちの判断もあると思いますので、さきにも言いましたように、申入れとこの懲罰委員会は別なものであると。別なものでありますので、関係ないと思いますね。

[「関係なくない」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

関係ないといいますか、そことは違う考えでいいと思います。

○矢口龍人委員

委員長、今の発言ちょっと訂正したほうがいいと思うんですけども。

関係ないって、あなた、その日に申入れ書が市長から出て、それで、それをばくってこの懲罰動議を出したんでしょうよ。だって、内容同じなもの、これ。違いますか。

あなた、だって、聞いた話、そのままここに書き出せますか。

○久松公生委員長

すみません。

今の関係ないという発言に関しては、訂正させていただきます。

申入れ書と懲罰委員会は違うものですので、この委員会には、この申入れ書が影響したとかというのは関係ないということで、申入れ書はあくまでも申入れ書で来た、この委員会に対して来たものですので、そこは別物と考えております。

○矢口龍人委員

委員長はそういうふうを考えているかもしれないけれども、この懲罰動議の、この発議の内容は、だって、市長が申入れしたのと同じでしょうよ、これ。

市長は、5日に申入れして、久松議員は、12月5日の日に発議第3号でこれ発議したんですよ。それで、中身、内容は同じなんですよ。影響していないわけじゃないじゃないですか、だって。何で影響力がないと言えますか。それが非常に不思議でしょうがない。

例えば、市長が5日の日に議長宛てに申入れをしたと。それで、3日後に久松委員が議員発議をしたというのなら、タイム差があるから分かるけれども、5日の同じ日に出して、申入れと懲罰動議が一緒だったら、それで内容が一緒だったら、これ全く出来レースじゃないですか。

○久松公生委員長

この私の動議は、一般質問してから3日以内という規定もありましたので、それを重んじて動議を出したんですが、そこに正直、市長の申入れが同じ日にあるとは、それは思っていませんでしたので。

○櫻井建一委員

資料、今日出していただいている資料4の中の13ページから15ページ。これが、市長がここに来て意見を述べた会議録に当たると思います。

それで、この戒告という処分が、この15ページの市長のお話の最後の、上から5行目からですか。「決して二度とこうした暴挙が行われることのないよう、厳正なる対応を強く求めます」というようなことが書かれていて、これ、懲罰についての厳正なる対応を強く求めるということなので、二代表制の中の独立した議会に対してこういう意見を述べているということが逸脱した行為に感じるんですが、これによって、この戒告文(案)というところになったのだったら、少し問題あると思うんですけども。

ここに、この市長のコメントによってこういう処分になったのかというところは、久松委員長、どういうふうに考えていますか。

○久松公生委員長

先ほども、何回かお話しさせていただきましたけれども、これは、市長、この日に、この委員会の日に市長が申入れということで、議長からお話があって許可しただけですので、もちろん、それに対して質疑もしていませんし、これが原因で戒告というふうになったというふうには考えておりません。

あくまでも、この懲罰委員会を2回、3回とやっていく中で、委員の皆様方から判断を受けたと思っております。

○櫻井建一委員

いや、委員長、先ほど、委員の皆様は、これによって影響を受けたかもしれないとおっしゃったので、今確認していますよ。

そこをもう一回、ちょっと、じゃ、確認して。

委員の皆さんは、この意見によってこういう処分になったのではないのかといったところで、先ほどは、そうかもしれないということでしたけれども、どっちなんですか。

○久松公生委員長

それは、個々の考えもありますけれども、委員会としては、そこは申入れでただけですので、関係、それにこれが、このことがこの戒告につながったかどうかは、委員会としてはそこはひもづけていませんけれども、委員の皆様のご考えは、その判断に委ねますので、その判断をした委員は、このことを、申入れを思ったのか思わないか、それも含めての話なので、そこはなかなか、これだというふうに決めつけるというような判断には至らないと思います。

[「ちょっと、委員長」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 4時46分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 4時59分]

今、意見等、いろいろありましたけれども、戒告文（案）につきましては、この内容で進めさせていただきたいと思っておりますけれども。

[「何」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

この内容で決定させていただきたいと思っておりますけれども、ここでお諮りをいたします。

戒告文（案）につきましては、お手元に配付したとおり、この内容で決定することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

戒告文（案）について、お手元に配付したとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○久松公生委員長

起立多数であります。

よって、戒告文（案）は、お手元に配付したとおり決定いたしました。

次に、報告書（案）についてを議題といたします。

お手元に配付しております報告書（案）について、事務局から説明を求めます。

[矢口龍人委員 退室]

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、報告書（案）をご説明いたします。

懲罰特別委員会審査結果報告書（案）。

本委員会に付託された佐藤文雄議員に対する懲罰の件について、審査の結果、次のとおり決定したので、かすみがうら市議会会議規則第110条の規定により別紙戒告文（案）を添え報告いたします。

1、懲罰事犯の有無。

懲罰を科すべきものと認める。

2、懲罰処分の種類及び内容。

地方自治法第135条第1項第1号による公開の議場における戒告とする。

理由。

戒告の懲罰を科すべきと決した理由については以下のとおり。

1番、委員会の設置及び付託。

令和7年12月5日、令和7年かすみがうら市議会第4回定例会において、議員発議第3号「佐藤文雄議員に対する懲罰動議」が、資料1のとおり久松公生議員より提出された。

動議は同日賛成多数で可決され、設置された懲罰特別委員会に付託された。

構成委員は次のとおりです。8名。こちらは割愛させていただきます。

次のページ、2ページになります。

審査経過。

懲罰特別委員会は4回開催され、次のように審査いたしました。

開催日につきましては、第1回、令和7年12月5日、第2回、令和7年12月25日、第3回、令和8年1月14日、第4回が本日、令和8年2月10日。

審査事項については、ご覧のとおりです。

第2回委員会における、審査の対象となる部分については、資料2「令和7年かすみがうら市議会第4回定例会会議録第2号」に示す発言部分を確認いたしました。

また、第3回委員会における、動議理由(3)に該当する常習的な威圧的言動については、資料3「佐藤文雄議員の一般質問における懲罰動議該当箇所」に示す発言部分を確認いたしました。

その他の審査経過につきましては資料4の委員会会議録のとおりとなっております。

3、審査経過における意見等。

審査の経過において、主に次のような意見等が挙げられました。

12月25日の会議録にも載せてあるとおりでございますけれども、議長が整理権を持ち、議場において采配を振るっており、一般質問で不穏当な発言を止める権限を持っている。それをやらないということは、別に大した問題ではないという思いだと思う。

動議理由(2)や(3)について、国会ではこういうことを促している場面が結構見受けられるが、これだけで懲罰特別委員会にかけられるケースは少ないと思う。今までも佐藤議員はこういうことを言っていたと思う。

一般質問というのは本会議において議員と執行部の質問のシンプルなものだが、質問を投げかけているのに、答弁中にもかかわらず「短く」とか「短くお願いします」、「同じことは言わないでください」とか言うのは、適切ではないと思う。

一般質問で持ち時間をフルに使う中で、重複するとか質問に的確に答えていない、それとも時間稼ぎだなと受けるような答弁が続けられていたと佐藤議員が感じたので、そういうふうには言っていたのではないかと思っていたが、そう感じたときに、その時間はずっと待たなくてはいけないのか。表現方法に対する感じ方で懲罰にしているのか。

一般質問の中では、時間がなければ要点を絞り簡潔に答弁願いたいと思う一方で、やはり表現の仕方や言い方もある。「答弁が長い」とか「短くしろ」と言われるのは恫喝的な発言になると思うし、秩序や一定の姿勢をもって一般質問を行い、議員としての表現の自由を担保されるべきと思うが、次回は受け手側となる関係部長に出席していただき、どのような印象を持っているのか、どのように感じているのかなどをお聞きするとよいのではないかと。

以上、審査過程における意見等が主なものです。

4番、審査結果。

懲罰を科すべきか否かについて。

審査を科すべきか否かについては、次のような意見があり、採決の結果、賛成多数で佐藤議員に懲罰を科すべきものと決定した。

懲罰を科すべきとの意見。

佐藤議員本人の弁明で、二十数年間、議会として制止をする者もいなかったという話があった。市長の意見陳述にもあったように、ある意味、市議会として黙認をしてきてしまったから、こういう事態を招いてしまったということも言えると思う。なおかつ会議録や映像を見ながらの確認作業も実施し、参考人の意見も聞くことができた。これを機に、佐藤文雄議員だけの問題ではなくて、市民から負託を受けている我々議員16人がしっかりと襟を正し、ルールや法令を遵守した上でしっかりと発言をしていく、いい過渡期になっていると思うので、しっかりと懲罰特別委員会をやった意義、目的として、ここは懲罰を科すべきだと思う。

参考人質疑で、各部長がストレスを感じたことは明らかだと思う。また、執行部と議会との関係性が確かに悪くなってしまっている現状もあり、それをできるだけ元に戻していく。そして、今後、部長となるべく後輩職員に配慮していただきたいという発言もあったので、やはり一度リセットしてもらいたいという願いがあると思う。リセットするには、やはり一度懲罰をしたほうが良いと思う。

これから部長になる職員のことを考えると、やはり懲罰という形で残したほうが良いと思う。

次、懲罰を科すべきではないという意見です。

まず、議会には議会の自立権というものがある。その中に、市長が陳述を言いに来て、もつときっちり罰を下せというのは、ちょっと逸脱しているのではないかと感じた。議員として、市民の意見や声を伝えるという表現の自由なのか、威圧なのか、ハラスメントなのかがすごく判断の難しいところだったが、参考人質疑の中で、そのときに議長に制止してもらいたかったという意見もあった。一議員に懲罰を与えるのではなく、議会としての規律をもう一度見直して、議長の在り方、議長の責任等も踏まえて考えるべき時期かと思う。今後よりよい議会運営をする中で、市民の意見や議員としての務めをやっていく上で、発言がしづらくなるということが起きてはまずいと思うから、一度、議長を交えた、議会の在り方をもう一回見直すべきか考えるので、今回、佐藤議員に懲罰を科するのは反対する。

ずっと聞いていて、佐藤議員には自覚がないのがはっきり分かった。果たして懲罰を下して、発言等が直るのか分からないので、懲罰以外の方法による手段はないものか。それで直してもらえれば良いと思う。

以上が懲罰を科すべきでないというご意見でした。

続いて、いずれの懲罰を科すべきかについてです。

こちら地方自治法第135条に定める戒告・陳謝・出席停止・除名のうち、いずれかの懲罰を科すべきかについては、次のような意見があり、採決の結果、全会一致で戒告の懲罰を科すべきものと決定した。

戒告の懲罰を科すべきとの意見です。

参考人の話を聞いていて、悲痛な思いがあったなど。慢性的なストレスを感じていたなど非常に思った。当事者の痛みを思うと、本当に心が痛くなるようなときもあった。これを機に、議員皆が襟を正していくということで、まずは懲罰をするべきだが、公開の議場における戒告処分ということで、戒告文を議長から読み上げていただいて、まずはしっかりと非を認めていただく。発言に対してはモラルを持って、ルールを遵守するというのが一丁目一番地になってくると思うので、公開の議場における戒告処分が妥当ではないかと思う。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

報告書（案）について、ご意見のある方は挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

お諮りいたします。

報告書（案）につきましては、お手元に配付したとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

異議がないようですので、そのように議長宛てに提出させていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんか。

○櫻井繁行委員

その他ということですので、議会運営委員会のほうでも少し僕、委員長としてお話ししましたが、改めて不適切発言や不穏当発言であったりとか、ハラスメントに対する議員全体での研修会等を、やはりこういうことを機に、共通認識、コンセンサスを取るという意味でもやる必要があると思うので、懲罰委員会の委員長として、議長のほうにもそういった形を、何かしらの研修を取っていただけるような形を申出をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○久松公生委員長

今、ただいまの意見、本当にこういった機会を、せっかくこういう委員会を開いて、こういうことがありましたので、やはり皆さん、議員一人一人が再認識ということで、そういった意見を議長に求め、提出していきたいと考えます。

[「はい、お願いします」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

そのほか、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で懲罰特別委員会を散会いたします。

長きにわたるご審議、大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時13分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

懲罰特別委員会

委員長 久松 公生